

平成 26 年 10 月

東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 117 号）が公示され、新たに 8 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：8 物質（別添 1 参照）

○施行日：平成 26 年 11 月 8 日（公布日から起算して 10 日を経過した日）

（※ 公布日：平成 26 年 10 月 29 日（別添 2（官報）参照））

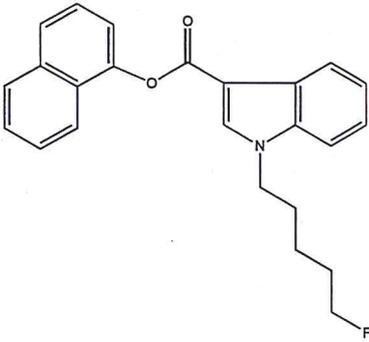
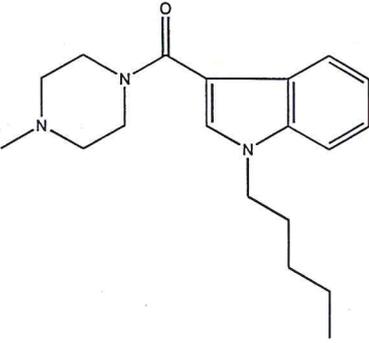
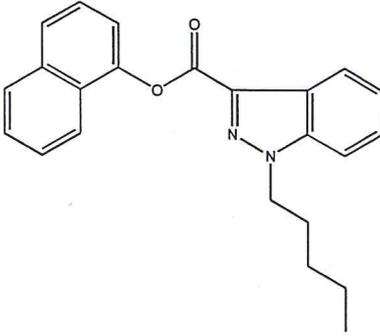
○注意事項

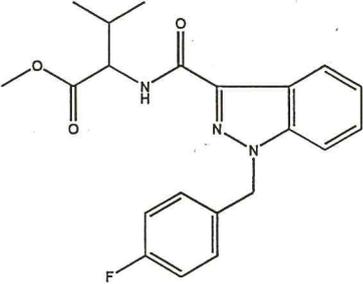
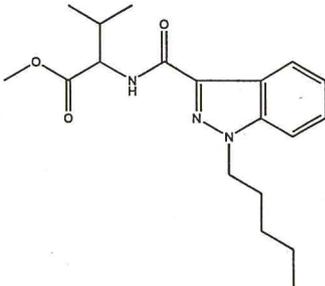
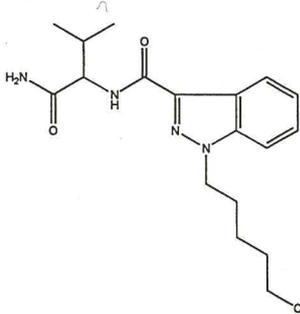
公布から施行日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省確認済みの輸入報告書（薬監証明）又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

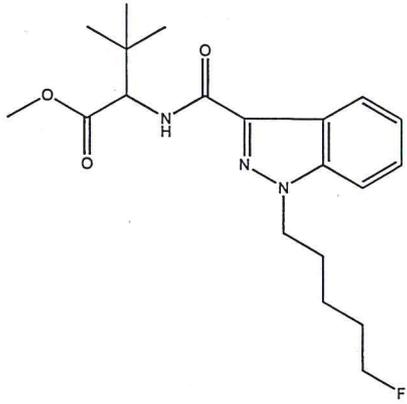
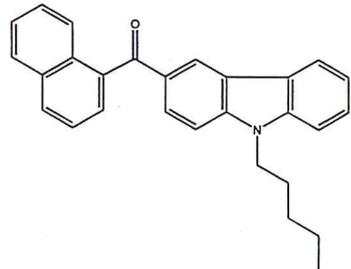
「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門  
（電話：03-3599-6338）

## 指定物質一覧

1	ナフタレン-1-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1 <i>H</i> -インドール-3-カルボキシラート
	<p>(通称:NM2201)</p> 
2	(4-メチルピペラジン-1-イル)(1-ペンチル-1 <i>H</i> -インドール-3-イル)メタン
	<p>(通称:MEPIRAPIM)</p> 
3	ナフタレン-1-イル=1-ペンチル-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキシラート
	<p>(通称:SDB-005)</p> 

4	<p>メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1<i>H</i>-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート</p>
	<p>(通称:FUB-AMB)</p> 
5	<p>メチル=3-メチル-2-(1-ペンチル-1<i>H</i>-インダゾール-3-カルボキサミド)ブタノアート</p>
	<p>(通称:AMB)</p> 
6	<p><i>N</i>-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-クロロペンチル)-1<i>H</i>-インダゾール-3-カルボキサミド</p>
	<p>(通称:5Cl-AB-PINACA)</p> 

7	<p>メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1<i>H</i>-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート</p>
	<p>(通称:5F-ADB、 MDMB2201 indazole analog)</p> 
8	<p>ナフタレン-1-イル(9-ペンチル-9<i>H</i>-カルバゾール-3-イル)メタン</p>
	<p>(通称:EG-018)</p> 



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三四四)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令の一部を改正する政令(三四六)

○農業者の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令(三四七)

○美容師法施行令の一部を改正する政令(三四八)

○自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令の一部を改正する省令(総務八二)

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する情報通信の技術の利用に関する省令(財務八三)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(政治資金適正化委七〇)

○戸籍法第百八十八条第一項の規定による指定に関する件(法務四五五)

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一一七)

〔訓 令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令(内閣府四八)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(政治資金適正化委七〇)

○戸籍法第百八十八条第一項の規定による指定に関する件(法務四五五)

○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件(外務三三九)

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件(同三四〇)

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する件(農林水産一五二八、一五二九)

○高速自動車国道に関する件(国土交通一〇四八)

○航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示(同一〇四九)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件(環境一〇八)

○海上における射撃訓練等を実施する件(防衛二〇一〇二〇六)

○海上における射撃訓練等を実施する件(防衛二〇一〇二〇六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 財務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

勞 働

最低賃金の改正決定に関する公示(福島労働局最低賃金公示二、埼玉同二〇七、長野同三、兵庫同八、九)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

本号で公布された  
法令のあらまし

◇地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第三四四号)(総務省)  
地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四二号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十一月一日とすることとした。

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令(政令第三四五号)(総務省)  
1 連携協約制度の創設に関する事項  
(一) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という)第二百五二条の二第七項の規定により処理方策(法第二五一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下同じ。)の提示を求める旨の申請をした普通地方公共団体は、法第二五二条の二第七項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならないものとした。(第一七四条の八第一項関係)

(二) 総務大臣又は都道府県知事は、法第二五一条の三の二第一項の規定により自治紛争処理委員に処理方策を定めさせることとしたときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者である普通地方公共団体にこれを通知しなければならないものとした。(第一七四条の八第二項関係)

(三) 総務大臣又は都道府県知事は、法第二五一条の三の二第二項の規定により処理方策の提示の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならないものとした。(第一七四条の八第三項関係)

(四) 総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、処理方策を定める経過について報告を求めることができるものとした。(第一七四条の八第四項関係)

係

省 令

○総務省令第八十二号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七四条の九の規定に基づき、自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十九日

総務大臣 山本 早苗

自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令の一部を改正する省令

自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び審査」を「審査及び処理方策の提示」に改める。

第一条中「及び審査」を「審査及び処理方策の提示（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）以下「法」という。）第二百五十一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下同じ。）」に、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）以下「法」という。）を「法」に改める。

第四条第一項中「第二百五十一条第四項並びに第五項」を「第二百五十一条第五項並びに第六項」に改め、同条第二項中「並びに審査及び勧告」を「審査及び勧告並びに処理方策の提示」に改める。

第五条の見出しを「申請書」に改め、同条第一項中「以下「申請書」という。」を削り、同条第二項を削る。

第四節 調停の申請の取下げ」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十三条 削除

第三章第五節を同章第四節とする。

第四十四条第二項中「第四十二条第三項」を「第五十条第三項」に改め、同条を第五十二条とし、第四十三条を第五十一条とする。

第四十二条第一項中「並びに」を「」に改め、「文書」の下に「並びに第四十四条に規定する書面」を加え、同条を第五十条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章

都道府県が当事者となる連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間の紛争に係る処理方策の提示の間の紛争に係る処理方策の提示

第一節

処理方策の提示の手続

(申請書)

第四十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない

- 一 紛争の当事者
二 処理方策の提示を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）
三 紛争の経過
（処理方策を定めるための審議の期日及び場所）

第四十三条 処理方策を定めるための審議の期日及び場所は、代表自治紛争処理委員がこれを定める。

2 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の期日及び場所を変更することができる。

第四十四条 当事者は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

第二節 当事者が処理方策を定めるための審議に出席する場合の手続

第四十五条 当事者が出席する処理方策を定めるための審議は、自治紛争処理委員が公開することを相当と認める場合に限り公開する（秩序の維持）

第四十六条 処理方策を定めるための審議の期日における秩序の維持は、代表自治紛争処理委員が行う。

2 代表自治紛争処理委員は、前項に定めるもののほか、処理方策の提示の手続の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

第三節 情報の収集

(参考人の陳述等)

第四十七条 自治紛争処理委員は、処理方策の提示を行うため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

(自治紛争処理委員による情報の収集)

第四十八条 自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の三の二第四項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、処理方策を定めるための審議の期日外においてもこれを行うことができる。

第四節 自治紛争処理委員の合議

第四十九条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

- 一 第四十五条の規定による当事者が出席する処理方策を定めるための審議の公開の決定
二 第四十七条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定依頼の決定

附則

(施行期日)

1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

2 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

○厚生労働省令第百七十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百五十四号を第百六十二号とし、第百二十四号から第百五十三号までを八号ずつ繰り下げ、第百二十三号を第百三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十一 メチル二一三ーメチル二一（一）ベンチル一Hーインダゾール一三ーカルボキサミド）ブタノアール及びその塩類

百三十二 メチル二一三ーメチル二一（一）ベンチル一Hーインダゾール一三ーカルボキサミド）ブタノアール及びその塩類

百三十三 メチル二一三ーメチル二一（一）ベンチル一Hーインダゾール一三ーカルボキサミド）ブタノアール及びその塩類

百三十四 メチル二一三ーメチル二一（一）ベンチル一Hーインダゾール一三ーカルボキサミド）ブタノアール及びその塩類

百三十五 メチル二一三ーメチル二一（一）ベンチル一Hーインダゾール一三ーカルボキサミド）ブタノアール及びその塩類

別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「第十三項」の下に、「第二百五十一条の三の二第三項、第二百五十二条の二第七項」を加える。

○財務省令第八十三号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第四条及び第十一条の三の規定に基づき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する情報通信の技術の利用に関する省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する情報通信の技術の利用に関する省令

(電磁的記録)

第一条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「法」という。）第四条に規定する電磁的記録は、総務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と各省各庁の官署に設置される入力装置及び相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して記録したものとす。

(電磁的方法)

第二条 法第十一条の三第一項に規定する電磁的方法は、前条に規定する電子情報処理組織により作成された電磁的記録及び当該電子情報処理組織を使用する方法とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

